

猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員証規程

平成21年4月1日 規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、本組合の職員であることを証する職員証について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員定数条例（平成12年猪名川上流広域ごみ処理施設組合条例第4号）に定める職員
- (2) 事務局長が別に定める臨時に雇用される者

(交付)

第3条 職員に対しては、職員証（別記様式）を交付する。

(携帯)

第4条 職員は、職務の執行に当たっては、常の職員証を携帯しなければならない。

(再交付)

第5条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に該当するに至った理由を明らかにした上で、その旨総務課長に届け出なければならない。

- (1) 職員証を紛失したとき
- (2) 職員証を棄損したとき
- (3) 職員証の記載事項に変更を生じたとき

2 前項の規程による届出を行った職員に対しては、職員証を再交付する。

3 第1項第1号に掲げる場合に該当し、職員証の再交付を受けた職員は、紛失した職員証を発見したときは、直ちに当該職員証を返還しなければならない。

(貸与等の禁止)

第6条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 職員証を他人に貸与し、又は譲渡すること
- (2) 職員証の記載事項を書き改めること

(返還)

第7条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに職員証を返還しなければならない。

- (1) 新たに職員証を交付されたとき
- (2) 退職したとき
- (3) 併任を解除されたとき

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 12 年 8 月 1 日から適用する。

別記様式
(表)

猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員証	
写真	事務局 「所属」 「補職名」 ふりがな 氏名 ローマ字読み

(裏)

生年月日	年	月	日
本証に記載のものは、本組合職員であることを証明する。			
猪名川上流広域ごみ処理施設組合 管理者 ㊟			
有効期限	年	月	日

- 備考 1 色彩は、表面はカラー4色、裏面はカラー2色とする。
2 大きさは、縦55.0ミリメートル、横90ミリメートルとする。